

【重要】

大学等においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を十分講じた上で、学生に寄り添い、質の高い学修機会の確保にお取り組みいただくようお願いしているところですが、改めて、授業等の実施に当たり配慮いただきたい事項や工夫についてまとめましたので、お知らせします。

2 文科高第 8 6 4 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と
学生の学修機会の確保について (周知)

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、学生の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じていただいているところです。文部科学省においても、この間、同感染症への対応に係る留意事項や、優れた取組事例の周知等を図るため、累次にわたって通知及び事務連絡等をお示ししてまいりました（例えば、令和 2 年 6 月 5 日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（以下「6 月通知」という。）、同年 7 月 27 日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（以下「7 月事務連絡」という。）及び同年 9 月 15 日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

について」(以下「9月通知」という。)など)。

新型コロナウイルス感染症については、感染の拡大防止に向けた徹底した取組みが必要ですが、各大学等においては学生の学修機会の確保との両立を図る高等教育機関としての使命を果たしていただくことが重要です。このため、各大学等における授業をはじめとする教育活動の実施に際して、改めて御留意いただきたい事項を下記のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。各大学等におかれては、本通知の内容にも十分御留意いただきながら、引き続き、感染の拡大防止や、学生本位の教育活動の実施に努めていただくようお願いいたします。

なお、令和2年10月16日付高等教育企画課事務連絡「大学等における本年度後期等の授業の実施状況等について(再調査)」により実施した調査の結果については、以下のURLにおいて掲載しておりますので、御協力に感謝申し上げますとともに、併せて結果をお知らせいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

【調査結果公表URL】

https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

記

1. 授業等の教育活動の実施に当たっての留意事項

大学等における教育は、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員との人的な交流等も重要な要素であることにも御留意いただきつつ、引き続き、学生の学修機会の確保のために格段の取組みをいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の対策として、授業の実施形態を例年と異なったものとすることや、学内施設の利用に制限を付すことなど、学生の学修や生活に影響が生じる対応を講じる場合には、その必要性や合理性等について十分な説明を行ったり、代替措置を講じたりするなど、学生に寄り添った対応をお願いいたします。

これらの対応を含め、学修者の目線に立った教育を行う観点から、次年度の計画を含めた学校運営に取り組んでいただくことが重要ですので、これまで9月通知等においてお示ししてきた内容や、以下に掲げる事項に御留意願います。

なお、文部科学省では、コロナ禍にあっても、学生の理解や納得を得るための工夫を講じながら学校運営を行っている大学の取組例を収集し、下記URLにおいて公開していますので、併せて御参照ください。

- 大学等における授業の実施方法等の検討に当たっては、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、本年度の授業の実施状況や調査などを活用して把握する多様な学生の状況・希望等も踏まえることが重要であること。

また、感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討するなど、学生の理解や納得を得た形での学修機会の確保に努めること。

なお、授業の実施など学内における感染対策の基本的な考え方や、具体的な取組例等については、9月通知等を参照すること。
- 授業の実施形態や学内施設の開放状況など、新型コロナウイルス感染症への対策に伴って生じている例年の学校運営との差異について、学生からどの程度の理解を得られているか等の状況を適切に把握すること。

その際、不安や疑問を抱いている学生がいる場合には、大学等の考え方や、講じている対応の必要性・合理性について丁寧に説明するなど、学生が安心して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。
- 令和2年度における各大学等の取組の中には、感染症への対策と学生の学修機会の確保を両立するための工夫として、大学での学修に慣れていない学部1年生等の授業を優先的に面接授業によって実施している例も見られる。このような対応も参考に、次年度においても、感染対策の観点から面接授業での実施を予定していた授業が面接授業で実施できない場合や、面接授業が極めて少ないことが想定される場合には、次年度の新入生や、今年度の授業において面接授業の機会が乏しかった現1年生への必要な配慮を検討すること。
- 9月通知にもお示ししているとおり、面接授業での実施を原則とする授業科目においても、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長い学生、重症化リスクが高い高齢者と同居している学生など、面接授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例があることも踏まえ、学生それぞれの状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。
- 令和2年12月18日付高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について」においても依頼しているとおり、コロナ禍における学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備等を徹底するなど、学生の悩みや不安に寄り添った対応を講じていただきたいこと。
- その他、学生と教職員等とのコミュニケーションや学生同士の交流を実現するための機会の設定や、大学図書館をはじめとする学内施設の利用の確保など、学生の学修機会を確保するための留意事項や、学内に感染者が生じた場合の対応等については、9月通知等においてお示しした内容に引き続き御留意いただきたいこと。

【大学等における取組例の公表URL】

https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

2. 遠隔授業等の実施に関する特例的な措置についての留意事項

6月通知，7月事務連絡，9月通知等，累次にわたってお示ししている遠隔授業等の実施に関する特例的な措置は，新型コロナウイルス感染症への対応として，以下の事項を踏まえたうえで，大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業の特例として弾力的な運用が認められるものであることから，各大学等におかれては，本特例の適用に当たっては，改めて，以下に掲げる事項に御留意ください。

- ・ 遠隔授業等の実施に関する特例的な措置として認められる遠隔授業等は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって，十分な感染症対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。
- ・ 遠隔授業は，同時かつ双方向に行われるものや，毎回の授業の実施に当たって当該授業の終了後すみやかに指導を併せ行うもので，当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものなど、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し，面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること。また，遠隔授業等の実施の検討を行う際には，以下の事項にも留意すること。
 - ✓ 授業担当教員の各授業ごとの指導計画の下に実施されていること
 - ✓ 授業担当教員が，オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより，当該授業の実施状況を十分把握していること
 - ✓ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や，学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
 - ✓ 大学等として，どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど，個々の授業の実施状況について把握していること
- ・ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は，同条第2項の規定による遠隔授業ではなく，同令第32条第5項の規定は適用されないことから，同規定の60単位の上限に算入する必要はないこと。
- ・ 面接授業の機会が著しく少ない場合等においては，面接授業を実施できない理由や，それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について，学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。
- ・ 各授業科目の実施方法については，授業計画（シラバス）等に明示し，学生に対し

て丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、インターネット等により公表することが求められること。

- ・ 感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めることが求められること。
- ・ その他、授業の実施方法の検討に際しては、令和2年5月22日付大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について」や7月事務連絡、9月通知も参照すること。

遠隔授業の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない学生がいることも考えられることから、学生の情報通信機器の保有状況や地域の感染状況等を考慮した上で、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータを貸与する等、学生の通信環境に十分に配慮する必要があること。また、遠隔授業を行う際には、障害のある学生への受講に十分配慮すること。必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生と相談すること。

3. 感染症の拡大を防止するための留意事項

(1) 課外・学外活動等における感染対策と注意喚起の徹底

学生の学修機会の確保と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置を十分に講じていただくことが極めて重要です。この観点から、これまでに、9月通知、令和2年11月19日付高等教育企画課事務連絡「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（以下「11月事務連絡」という。）及び同年12月14日付高等教育企画課事務連絡「大学等における年末年始の忘年会・新年会・成人式等及び規制の留意事項について（周知依頼）」（以下「12月事務連絡」という。）等において、学生や教職員への情報提供や注意喚起の徹底をお願いしてきたところですが、各大学等におかれては、改めて、以下の事項に留意した上で、感染拡大の防止のために必要な措置を遺漏なく講じていただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会では、上記11月事務連絡においてお知らせしたとおり、緊急提言「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」（令和2年11月9日）において、大学等における学生への注意喚起の徹底が要請されているほか、「私たちの考え—分科会から政府への提言—」（同年11月20日）においても、「大学や専門学校等は、学生に対し、飲み会や課外活動、寮生活等での感染防止対策について、さらは一層注意喚起して頂きたい」との提言がなされていることに御留意ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、学生や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心掛けることが必要であり、各大学等においては、在籍する学生等に対して、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染

拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うこと。

この際、学生等の一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施されたいこと。

- 大学等については、授業そのものよりは、いわゆる飲み会や寮生活、課外活動等における感染事案が多く発生しており、所在自治体の衛生主管部局と連携して、学生等に対する感染予防についてのわかりやすい情報提供や、地域における感染状況などの周知を行っていただきたいこと。また、クラスター感染が発生した場合には、所轄の保健所との迅速な情報共有を図ること。

なお、各自治体に対しても、厚生労働省から、域内の大学等との連携等の観点において、一層の感染対策の取組の推進について要請がなされていること。

- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）の周知徹底や、手洗い・マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発、情報提供の強化を図っていただきたいこと。

また、年末年始の会合や帰省、成人式等の行事については、12月事務連絡の趣旨を踏まえ、必要な留意事項を改めて周知徹底いただきたいこと。

- その他、学生寮や運動部活動など、感染リスクが高くなりやすい場面での対応については、9月通知や令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を参照の上、特に感染対策を徹底いただきたいこと。

なお、令和2年12月18日付高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について」において要請している内容を踏まえ、年末年始における学生寮の利用について配慮を行う場合であっても、感染対策に万全を期すこと。

（2）外国人留学生への配慮

本年10月頃から、順次、外国人留学生の新規入国を再開していることに伴い、外国人留学生の間での新型コロナウイルス感染症対策も重要な課題となっています。これまでも、留学生を含む学生全体への情報提供や注意喚起の徹底をお願いしてきたところですが、外国人留学生については、言語の違い等により情報伝達が不十分であったり、受診行動の違いなども考えられることから、各大学等におかれては、改めて、以下の事項に留意した上で、適切な感染予防策や医療機関へのアクセス等の基本的な情報が行き渡るよう外国人留学生への配慮をお願いします。

- 日本への入国に当たり、日本国内での防疫措置の内容等について、予め十分に情報

提供し、周知を図っていただきたいこと。

- ・ 「3つの密」の回避や手洗い、マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策など、新型コロナウイルス感染症の予防に資する情報について、厚生労働省ホームページ (<https://www.covid19-info.jp/>) 等に掲載している情報提供ツールなどを積極的に御活用いただきながら、母国語や、多言語・やさしい日本語による情報発信・周知徹底に努めていただきたいこと。
- ・ 外国人留学生は学生寮に居住する者も多いと思われるが、学生寮での対応については、(1)に記載のとおり、9月通知や令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を参照いただくことに加え、例えば、居室を2人以上の共用としている場合は、間仕切りカーテンを設置する等、できる限り学生同士の接触を減らしていただきたいこと。
- ・ 外国人留学生のきめ細やかな相談に応じるため、多言語で対応している既存の相談窓口も積極的に活用していただき、不安解消に努めていただきたいこと (FRESC ヘルプデスク <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>)。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課 (内2482)

E-mail: koutou@mext.go.jp

○遠隔授業の特例措置について

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3338)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○学生への情報提供・注意喚起について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課 (内3050)

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○留学生について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 (内3433)

E-mail: ryu-anzen@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課 (内3497)

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3370)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課 (内2533)

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課 (内3347)

E-mail: senmon@mext.go.jp